

労働基準関係法令違反に係る公表事案

鳥取労働局

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(同) nut ' 7 1 0	鳥取県倉吉市	R7.2.21	労働基準法第24条 最低賃金法第4条	労働者9名に、合計7か月にわたり、当月分の賃金の一部又は全額合計約110万円を支払わなかったもの	R7.2.21送検
(株)鳥取再資源化研究所	鳥取県東伯郡北栄町	R7.3.14	最低賃金法第4条	労働者6名に、5か月間の定期賃金合計約600万円を支払わなかったもの	R7.3.14送検
(有)レストラン吉華	鳥取県東伯郡湯梨浜町	R7.3.14	最低賃金法第4条	労働者1名に、4か月間の定期賃金合計約12万円を支払わなかったもの	R7.3.14送検
(株)ALAM	鳥取県八頭郡八頭町	R7.3.19	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R7.3.19送検